

平成 26 年度 6 月補正予算案等の概要

補正予算案について

当初予算編成後の状況の変化により、特に緊急に対応する必要があるものについて、補正予算措置を講ずる。

1 歳入・歳出予算の補正

(単位：百万円、%)

会計別	当初予算額	6月補正 予算額	6月現計 予算額	(参考)
				26年度6月 現計 / 25年度 6月現計
一般会計	1,865,007	1,593	1,866,600	105.3
特別会計	1,177,358	-	1,177,358	108.2
企業会計	122,668	-	122,668	107.2
計	3,165,033	1,593	3,166,627	106.4

(注) 計数は、表示単位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

2 一般会計の財源内訳

(単位：百万円)

款別	当初予算額	6月補正予算額	6月現計予算額
国庫支出金	179,814	1,568	181,383
繰入金	49,594	25	49,619
その他	1,635,597	-	1,635,597
計	1,865,007	1,593	1,866,600

(注) 計数は、表示単位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

3 補正予算案の内容

新 有床診療所等消防用設備整備費補助 (P 7 参照) 15 億 6,096 万円
医療施設における防災対策を推進するため、有床診療所等が実施するスプリンクラー等消防用設備の整備に対して助成する。

[保健福祉局保健医療部医療課 TEL 045-210-4860]

地域医療再生計画の推進(地域医療再生臨時特例基金活用事業) 2,507 万円
地域医療再生臨時特例基金を活用し、病院の耐震診断の促進や医師確保など医療機能の強化に向けて取り組む。

・ 病院耐震診断調査事業費補助 1,500 万円
医療施設の耐震化を推進するため、病院が行う耐震診断調査に対して助成する。

[保健福祉局保健医療部医療課 TEL 045-210-4860]

- ・ 後期研修医等確保事業費補助 620 万円
本県において不足している診療科の医師を確保し、県内の医療機関への定着を図るため、県内に医学部がある大学が行う研修医を確保するための事業や、神奈川県産科婦人科医会が研修医等を対象に実施する研修事業に対して助成する。
[保健福祉局保健医療部医療課 TEL 045-210-4860]

- ・ がん診療連携指定病院機能強化事業費補助 387 万円
県民が身近な地域で質の高いがん医療を受けられるようにするため、新たながん診療連携指定病院となる医療機関が実施する院内がん登録事業や、がん相談支援事業に対して助成する。
[保健福祉局保健医療部がん対策課 TEL 045-210-5010]

- 新 高校インクルーシブ教育研究推進事業費 (P 8 参照) 750 万円
高校におけるインクルーシブ教育を推進するため、現行教育課程の基準によらない特別の教育課程による「障害に応じた特別の指導」(単位認定可能) 等、特別支援教育に関する研究を、県立高校 2 校において実施する。
[教育局指導部高校教育指導課 TEL 045-210-8243]

- 新 運転免許試験場特定事業費 (P 9 参照)
【債務負担行為の設定】 期 間 平成 26 年度～平成 50 年度
限度額 237 億 2,807 万円
運転免許試験場 (横浜市旭区) の建替えから維持管理までを P F I 事業として実施するため、債務負担行為を設定する。
[警察本部交通部運転免許本部免許課試験場建設室 TEL 045-365-3111 (内線) 380]

指定管理費 【債務負担行為の設定】 期 間 平成 26 年度～平成 31 年度
限度額 94 億 3,820 万円
県が管理する次の施設について、平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間、指定管理者に対して指定管理料を支払うため、債務負担行為を設定する。

- ・ かながわアートホール 5 億 2,325 万円
[県民局くらし県民部文化課 TEL 045-210-3800]
- ・ 都市公園 85 億 3,574 万円
[県土整備局都市部都市公園課 TEL 045-210-6220]
- ・ スポーツ施設 3 億 7,920 万円
[教育局生涯学習部スポーツ課 TEL 045-210-8370]

条例案等について

1 提出予定議案の概要

区 分	提案件数
条 例 の 制 定	1 件
条 例 の 改 正	7 件
不 動 産 の 処 分	1 件
指 定 管 理 者 の 指 定	26 件
そ の 他	5 件
計	40 件

2 主な条例案

【条例の制定】

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（P10 参照）

第3次一括法による介護保険法の一部改正に伴い、国が省令で定めている指定居宅介護支援事業に関する基準が、都道府県の条例に委任されたことから、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等について条例を制定する。

[保健福祉局福祉部介護保険課 TEL 045-210-4801]

【条例の改正】

神奈川県県税条例の一部を改正する条例（P11 参照）

地方税法等の一部改正に伴い、法人県民税及び法人事業税の税率を改正するほか、狩猟税の徴収手続を見直すなど、所要の改正を行う。

[総務局財政部税制企画課 TEL 045-210-2300]

3 その他の提出予定議案

【条例の改正】

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、知事の権限とされた父子福祉資金に係る新たな事務を既に関連する事務の移譲を受けている関係市に移譲するなど、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することについて、対象事務の追加等をするため、所要の改正を行う。

[政策局自治振興部市町村課 TEL 045-210-3161]

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

公益法人制度改革に伴い、特例財団法人が一般財団法人又は公益財団法人へ移行したことから、法人の名称について、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部文書課 TEL 045-210-2450]

特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の廃止に伴い、就農支援資金の名称等について、所要の改正を行う。

[総務局財政部財政課 TEL 045-210-2250]

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人(2法人)を新たに指定するなど、所要の改正を行う。

[県民局くらし県民部NPO協働推進課 TEL 045-210-3700]

衛生試験、治療等に関する条例の一部を改正する条例

水質基準に関する省令の一部改正に伴い、飲料水の試験に項目を追加するなど、所要の改正を行う。

[保健福祉局総務室 TEL 045-210-4611]

神奈川県県営住宅条例の一部を改正する条例

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い、県営住宅の入居者資格等について、所要の改正を行う。

[県土整備局建築住宅部公共住宅課 TEL 045-210-6533]

【不動産の処分】

不動産の処分について(元県北地域児童相談所)

建物 相模原市中央区淵野辺二丁目133番376 延床面積 2,235.22 m²

売却予定金額 1億5,816万5,640円

売却の相手方 相模原市

[総務局財産経営部財産経営課 TEL 045-210-2501]

【指定管理者の指定】

かながわアートホール等の指定管理者の指定26件(別表参照)を行う。

【その他】

債権の放棄について

産業廃棄物最終処分場処理手数料等の2債権を放棄する。

産業廃棄物最終処分場処理手数料(1債権 3,491,388円)

前払余剰金返還により発生した利息金(1債権 25,565円)

[環境農政局環境部廃棄物指導課 TEL 045-210-4170]

[県土整備局事業管理部県土整備経理課 TEL 045-210-6070]

訴訟の提起について

県営住宅の不法占有に対する建物明渡等請求訴訟

県営住宅の不法占有者に対し、建物の明渡し及び損害賠償請求の訴訟を提起する。

[県土整備局建築住宅部公共住宅課 TEL 045-210-6533]

(地方独立行政法人神奈川県立病院機構関係3議案)

地方独立行政法人神奈川県立病院機構定款の変更について

地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期目標の変更について

地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期計画の変更の認可について

精神医療センター芹香病院及び精神医療センターせりがや病院の一体化に向けた総合整備に伴い、病院の名称の変更等を行うため、地方独立行政法人神奈川県立病院機構の定款の変更等をする。

[保健福祉局保健医療部県立病院課 TEL 045-210-5040]

別 表

指定管理者の指定について

施設の名称	指定管理者候補		指定期間
	名 称	主たる事務所の所在地	
かながわアートホール	公益財団法人神奈川フィルハーモニー管弦楽団グループ	横浜市中区元浜町二丁目13番地	H27.4.1～H32.3.31
塚山公園	公益財団法人神奈川県公園協会・県立塚山公園保存会グループ	横浜市中区扇町三丁目8番地8	H27.4.1～H32.3.31
保土ヶ谷公園	公益財団法人神奈川県公園協会・株式会社サカタのタネ・株式会社オーチュエグループ	横浜市中区扇町三丁目8番地8	H27.4.1～H32.3.31
三ツ池公園	三ツ池公園パートナーズ	横浜市磯子区杉田四丁目5番10号	H27.4.1～H32.3.31
葉山公園 ----- はやま三ヶ岡山緑地	三菱電機ライフサービス株式会社	東京都港区芝公園二丁目4番1号芝パークビルB館7F	H27.4.1～H32.3.31
湘南海岸公園	株式会社湘南なぎさパーク	藤沢市鵜沼橋一丁目2番7号	H27.4.1～H32.3.31
城ヶ島公園	一般社団法人三浦市観光協会・有限会社湯山造園土木	三浦市南下浦町上宮田1450番地4	H27.4.1～H32.3.31
恩賜箱根公園	公益財団法人神奈川県公園協会・株式会社小田急ランドフローラグループ	横浜市中区扇町三丁目8番地8	H27.4.1～H32.3.31
辻堂海浜公園 ----- 湘南汐見台公園	公益財団法人神奈川県公園協会・株式会社オーチュエグループ	横浜市中区扇町三丁目8番地8	H27.4.1～H32.3.31
観音崎公園	観音崎公園パートナーズ	横浜市磯子区杉田四丁目5番10号	H27.4.1～H32.3.31
東高根森林公園	東高根森林公園パートナーズ	横浜市磯子区杉田四丁目5番10号	H27.4.1～H32.3.31
相模原公園	公益財団法人神奈川県公園協会・株式会社サカタのタネグループ	横浜市中区扇町三丁目8番地8	H27.4.1～H32.3.31
大磯城山公園	公益財団法人神奈川県公園協会・湘南造園株式会社グループ	横浜市中区扇町三丁目8番地8	H27.4.1～H32.3.31
七沢森林公園	公益財団法人神奈川県公園協会	横浜市中区扇町三丁目8番地8	H27.4.1～H32.3.31

施設の名称	指定管理者候補		指定期間
	名称	主たる事務所の所在地	
四季の森公園	四季の森公園パートナーズ	横浜市磯子区杉田四丁目5番10号	H27.4.1～H32.3.31
座間谷戸山公園	公益財団法人神奈川県公園協会	横浜市中区扇町三丁目8番地8	H27.4.1～H32.3.31
津久井湖城山公園	公益財団法人神奈川県公園協会	横浜市中区扇町三丁目8番地8	H27.4.1～H32.3.31
茅ヶ崎里山公園	公益財団法人神奈川県公園協会	横浜市中区扇町三丁目8番地8	H27.4.1～H32.3.31
あいかわ公園	公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団	愛甲郡清川村宮ヶ瀬940-4番地	H27.4.1～H32.3.31
相模三川公園	アメニス相模三川グループ	東京都港区三田四丁目7番27号	H27.4.1～H32.3.31
21 おだわら諏訪の原公園	おだわら諏訪の原公園パートナーズ	東京都豊島区南池袋一丁目16番15号	H27.4.1～H32.3.31
22 境川遊水地公園	公益財団法人神奈川県公園協会	横浜市中区扇町三丁目8番地8	H27.4.1～H32.3.31
23 秦野戸川公園 山岳スポーツセンター	公益財団法人神奈川県公園協会	横浜市中区扇町三丁目8番地8	H27.4.1～H32.3.31
24 スポーツ会館	公益財団法人神奈川県体育協会	横浜市神奈川区三ツ沢西町3番1号	H27.4.1～H32.3.31
25 武道館	株式会社東急コミュニティー	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号	H27.4.1～H32.3.31
26 西湘地区体育センター	BSC・三洋装備グループ	横浜市南区宿町2番36号	H27.4.1～H32.3.31

注) 、 、 23 については2つの施設を一括で募集、指定する。

	[県民局くらし県民部文化課	TEL 045-210-3800]
から 22 まで	[県土整備局都市部都市公園課	TEL 045-210-6220]
23	[県土整備局都市部都市公園課	TEL 045-210-6220]
	[教育局生涯学習部スポーツ課	TEL 045-210-8370]
24 25 26	[教育局生涯学習部スポーツ課	TEL 045-210-8370]

<p>問い合わせ先 補正予算案について 神奈川県総務局財政部財政課 課長 平田 電話 045-210-2250 課長代理(予算調整担当) 仙田 電話 045-210-2252 条例案等について 神奈川県政策局総務室 企画調整担当課長 平井 電話 045-210-3012 企画調整第一グループ 高野 電話 045-210-3022</p>

新 有床診療所等消防用設備整備費補助

1 目的

医療施設における防災対策を推進するため、有床診療所等が実施するスプリンクラー等消防用設備の整備に対して助成する。

2 補正予算額 15億6,096万円（財源：国庫補助金10/10）

3 事業内容

(1) 補助対象

現行の消防法令で設置義務のない病院、有床診療所、有床助産所が行う次の消防用設備の整備に要する費用

消防用設備	基準額	(参考) 現行の消防法令で設置義務のない施設
スプリンクラー（パッケージ型自動消火設備を含む）	1㎡当たり 基準単価 17千円	・3,000㎡未満の病院 ・6,000㎡未満の有床診療所及び有床助産所
自動火災報知設備	1箇所当たり 1,000千円	・300㎡未満の施設
火災通報装置	1箇所当たり 300千円	・500㎡未満の施設

(2) 補助箇所数

施設種別	補助区分	施設数
病 院	スプリンクラー	23
	自動火災報知設備	1
有床診療所	スプリンクラー	49
	自動火災報知設備	2
	火災通報装置	9
有床助産所	自動火災報知設備	1
	火災通報装置	1
合 計		73

補助区分に重複している施設があるため、合計は一致しない。

問い合わせ先

保健福祉局保健医療部医療課 課長 中澤 電話 045-210-4860

新 高校インクルーシブ教育研究推進事業費

1 目的

「神奈川の教育を考える調査会」からの意見に基づき、高校における「インクルーシブな教育（ ）を実践する学校づくり」を目指していくため、国からの委託を受け、現行教育課程の基準によらない特別の教育課程による「障害に応じた特別の指導」（単位認定可能）等、特別支援教育に関する研究を、県立高校2校において実施する。

2 補正予算額 750万円（財源：国庫委託金 10/10）

3 事業内容

- (1) 研究指定校 釜利谷高校（横浜市金沢区）
綾瀬西高校（綾瀬市）
- (2) 事業期間 平成26年度～平成28年度
- (3) 内容

小・中学校で行われている、通級による支援・指導と同様の取組みについての研究及び実践を行うとともに、専用の教材や必要機器等の整備、先進校の視察、運営指導委員会の設置・運営等を行う。

ア 釜利谷高校の主な研究及び実践

- ・ 就労の前提となる「コミュニケーション力」の育成に係る特別な指導
- ・ 学力差が顕著な数学の基礎学力定着のための特別な指導
- ・ グループワークやタブレット端末を用いた自主発表活動を含む授業づくり

イ 綾瀬西高校の主な研究及び実践

- ・ 社会参加に必要な基礎学力の向上に係る特別な指導
- ・ 社会的自立や社会性の獲得を図る特別な指導
- ・ ノートパソコンやタブレット端末等を用いた個別学習の支援の方法

インクルーシブ教育

障害のある者と障害のない者が共に学ぶこと。

問い合わせ先

教育局指導部高校教育指導課 課長 折笠 電話 045-210-8243

⑧ 運転免許試験場特定事業費

1 目的

運転免許試験場（横浜市旭区）を、PFI事業として再整備する。

2 債務負担行為の設定額 237億2,807万円（平成26年度～平成50年度）

3 PFI事業の範囲

- (1) 施設整備業務
 - ・ 本館（地上4階建て）
 - ・ 待合棟（地上2階建て）
 - ・ 技能試験コース
 - ・ 駐車場（300台程度） など
- (2) 維持管理業務
- (3) 運営支援業務（総合案内業務）
- (4) 附帯業務（売店の運営業務等）

4 実施スケジュール

- (1) 今後の予定
 - ア 入札説明書の公表 平成26年7月
 - イ 事業者の選定 平成27年3月
 - ウ 契約の締結 平成27年7月
- (2) 工事等スケジュール

区分	H27年度	H28～H29年度	H30年度	H31～H32年度	H33年度	H34～H50年度
基本・実施設計、建設工事	←—————→ 本館棟整備（H31年3月 業務開始）			—————→ 技能試験コース整備		
維持管理	←—————→ H31年2月～H51年3月（20年2か月）					

5 配置計画



問い合わせ先

警察本部交通部運転免許本部免許課試験場建設室 室長 問庭 電話 045-365-3111(内線)380

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例案の概要

1 目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次一括法）による介護保険法の一部改正に伴い、新たに条例委任事項となった指定居宅介護支援（ ）等の事業に関する基準等について、条例を制定する。

2 内容

指定居宅介護支援等の事業の次の基準について、省令で示された基準に基づき次のとおり定める。

(1) 事業者の法人格の有無に係る基準

法人格を有する者

(2) 人員に関する基準

- ・ 介護支援専門員の員数
- ・ 管理者の配置 等

(3) 運営に関する基準

- ・ 内容及び手続の説明及び同意
- ・ 居宅サービス計画の作成や実施状況の把握など指定居宅介護支援サービス提供の具体的取扱方針
- ・ 秘密保持
- ・ 記録の整備 等

記録の保存期間【県独自基準】

県独自基準	省令の基準
居宅介護支援サービスの提供の完結の日から5年間	居宅介護支援サービスの提供の完結の日から2年間

3 施行期日

平成26年10月1日

指定居宅介護支援

介護支援専門員（ケアマネジャー）が在宅の要介護者の状況に応じて、利用する居宅サービスの種類及び内容等を定めた居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、個々のサービス事業者との利用調整等を行うもの。

問い合わせ先

保健福祉局福祉部介護保険課 課長 長尾 電話 045-210-4801
在宅サービスグループ 鈴木 電話 045-210-4840

神奈川県県税条例の一部を改正する条例案の概要

1 目的

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、県税条例における法人県民税及び法人事業税の税率を改正するほか、狩猟税の徴収手続等について改正を行う。

2 条例案の内容

(1) 法人県民税及び法人事業税の税率改正

地方税法等の一部改正により、法人住民税（法人県民税・法人市町村民税）の一部を国税化（地方交付税原資化）し、地方法人税が創設された。あわせて、平成20年10月に創設された地方法人特別税（国税）の一部が法人事業税に還元された。

これに伴い、法人県民税及び法人事業税の標準税率が改正されたことから、県税条例についても税率の見直しを行う。

また、本県は、法人県民税及び法人事業税について、超過課税を実施していることから、法人の負担に変動が生じないように、超過分を含めた税率の見直しを行う。

ア 法人県民税（法人税割）の税率改正

（単位：％）

法人県民税 （法人税割）	現 行			改正案		
	標準税率	超過分	計	標準税率	超過分	計
	5	0.8	5.8	3.2	0.8	4

イ 法人事業税（所得割及び収入割）の税率改正

（単位：％）

区分	現 行			改正案			
	標準税率	超過分	計	標準税率	超過分	計	
資本金1億円以下の法人							
所得割	所得年400万円以下の部分	2.7	0.243	2.943	3.4	0.238	3.638
	所得年400万円超800万円以下の部分	4	0.36	4.36	5.1	0.357	5.457
	所得年800万円超の部分	5.3	0.477	5.777	6.7	0.469	7.169
資本金1億円超の法人							
所得割	所得年400万円以下の部分	1.5	0.18	1.68	2.2	0.176	2.376
	所得年400万円超800万円以下の部分	2.2	0.264	2.464	3.2	0.256	3.456
	所得年800万円超の部分	2.9	0.348	3.248	4.3	0.344	4.644
	付加価値割	0.48	0.024	0.504	改正なし		
	資本割	0.2	0.01	0.21			
	収入金額課税法人（電気供給業、ガス供給業、保険業を行う法人）	0.7	0.063	0.763	0.9	0.063	0.963

(2) その他の改正

狩猟税の徴収手続について見直しを行うほか、公益法人制度改革に伴い、特例財団法人が一般財団法人又は公益財団法人へ移行したことから、法人の名称について改正する。

3 施行期日

平成26年10月1日（ただし、法人の名称変更に係る改正は公布日施行）

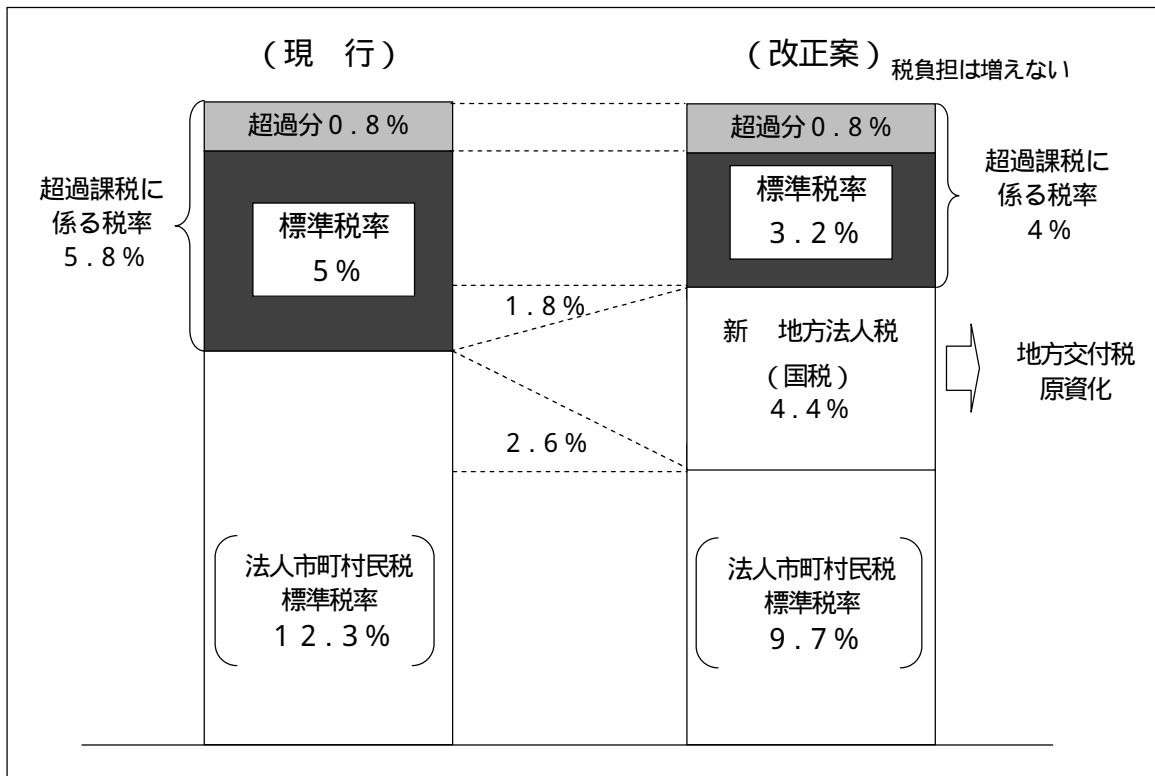
参考資料「今回の税率改正のイメージ」（P12参照）

問い合わせ先

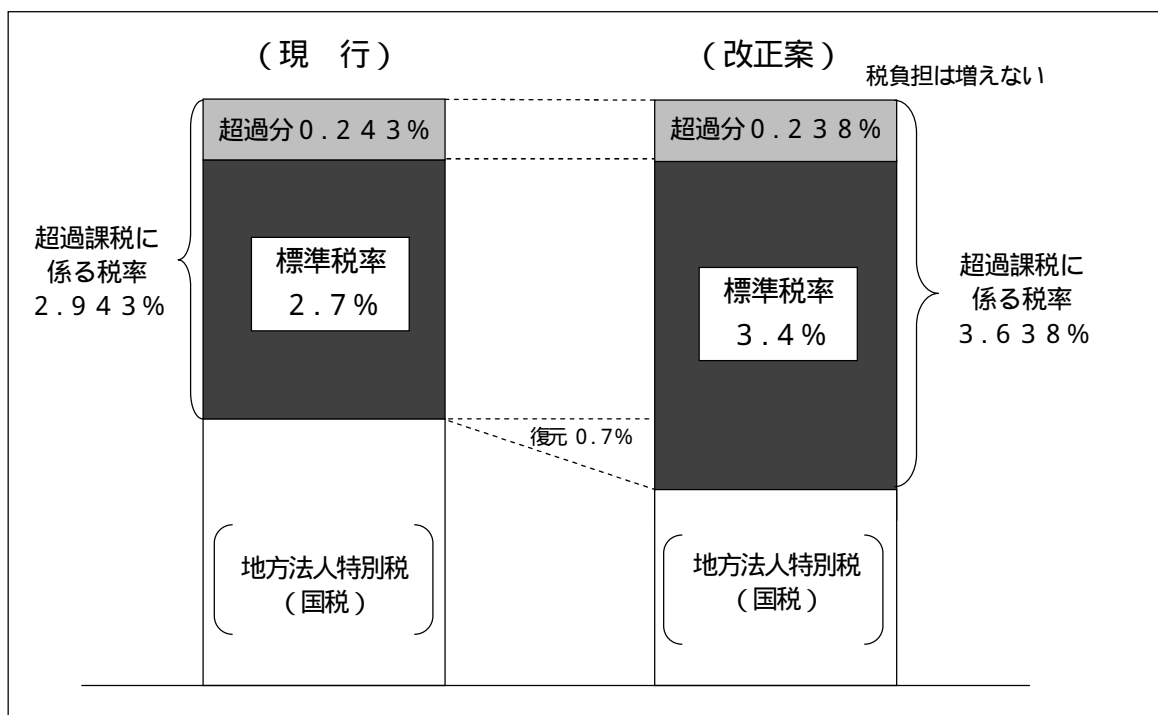
総務局財政部税制企画課 課長 市川 電話 045-210-2300

今回の税率改正のイメージ

1 法人県民税（法人税割）



2 法人事業税（所得割及び収入割）



資本金1億円以下の法人の、所得年400万円以下の部分を例としている。